

## 税・国保・年金



### 20歳以上の学生の方へ 令和4年度「学生納付特例」の 申請を受け付けています

国内にお住まいの方は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。ただし、学生の方で本人の所得が一定額以下の場合、納付が猶予される「学生納付特例制度」(一部対象外の学校あり)があります。希望者は、本人確認書類、マイナンバー・年金番号のわかるものと有効期限内の学生証を持参のうえ、申請してください。

☎国民年金グループ☎3981-1954、池袋年金事務所☎3988-6011

### 60歳以上の高齢者向け 優良賃貸住宅の入居待機者募集

入居待機者の優先順位は抽選で決定します。今後空室が発生した場合に順位に従いあっせんします。

◇**物件の概要**…GSSⅢ、所在地/千早1-15-18、間取り/1DK、家賃/82,000円～97,000円(家賃助成制度あり)、共益費/13,000円、敷金/家賃の3か月分  
◇**登録期間**…1年間。応募資格など詳細は問い合わせください📞4月18日～5月2日(平日午前10時～午後5時)の間に電話で(株)ハウスメント東京支店☎5992-3620へ。  
🏠住宅課施策推進グループ☎3981-2655

## 福祉



### 令和4年度国主催慰霊巡拝の 参加者募集

◇**実施予定地域**…カザフスタン共和国、イルクーツク州、ハバロフスク地方、中国東北地方、インドネシア、東部ニューギニア、ビスマーク諸島、インド、トラック諸島、ミャンマー、フィリピン、硫黄島  
◇**対象**…実施予定地域の戦没者の遺族(配偶者(再婚した方を除く)、父母、子、兄弟姉妹、孫、参加する子・兄弟姉妹の配偶者、甥姪)。いずれも申込み期限があります。詳細は問い合わせください。

🏠東京都福祉保健局生活福祉部計画課援護給付担当☎5320-4078

## 子育て・教育



### スマイル講座

#### 「女性のこころとからだ」

5月23日(月) 午後2時～3時30分  
東部子ども家庭支援センター◇女性  
のこころとからだの変化について学  
ぶ。絵本のプレゼントあり。講師…  
神経科医師/松井康絵氏◇区内在住  
で1歳7か月未満児の保護者。参加  
は東・西子ども家庭支援センター  
◇📞5か月以上1歳7か月未満児。8  
名。5か月未満児は親子同席。  
📞4月21日午前10時から電話で当セ  
ンター☎5980-5275へ。直接窓口申  
込みも可※先着順。

## くらし等



### 現在犬猫にマイクロチップを入れ ている方は、国のデータベースに 無料で登録できます

動物愛護管理法の改正により、令和4年6月1日以降に装着されたマイクロチップは、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」という環境省のデータベースに登録されます。すでにマイクロチップを装着し、民間登録団体に登録している方で、環境省のデータベースへの登録を希望する方は、5月31日までに受付サイト🏠<https://www.aipo.jp/transfer>から手続きをすれば無料で移行登録ができます。

🏠(公社)日本獣医師会☎6384-5320、生活衛生グループ☎3987-4175

### 国民生活基礎調査に ご協力ください

この調査は統計法に基づくもので、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の状況を把握し、施策立案の重要な基礎資料となるものです。厚生労働省と東京都から委託をうけ、調査員が戸別訪問し、調査票の配布・回収を行います。訪問する調査員は、必ず調査員票を携帯しています。

◇**調査日**…6月2日(休)  
◇**調査地区**…区内の5地区(全国より無作為抽出された地区)  
🏠地域保健課管理グループ☎3987-4203

### 空き家・相続・不動産無料相談会

4月20日(休) 午後1～5時 としま区センター◇弁護士、不動産鑑定士、司法書士、税理士などによる

相続、不動産全般の個別相談◇区内在住、区内に土地建物を所有の方◇10組程度

🏠電話でNPO法人日本地主家協会☎3320-6281へ※先着順。

## 環境・清掃



### つる植物・いのちの森苗木を 配布します

6月5日(日) 午前10時～午後3時  
※午前・午後の部を指定。詳細は配布引換券参照。区役所本庁舎南側広場◇①つる植物…アイビー、カロライナジャスミン、ツルニチニチソウ、トケイソウ、ハゴロモジャスミン、フィカスプラミラ、②「いのちの森」苗木…スダジイ、ヤマボウシ、イロハモミジ、アオキ、クチナシ、サツキ、シモツケ、ジンチョウゲ、センリョウ、マンリョウ。①②とも1名3本まで。植物や苗木は区内に植えてください◇区内在住、在勤、在学の方◇配布引換券、持ち帰り用の袋持参🏠通常はがき(3面記入例参照。希望植物・樹種名と各希望数も記入※1枚で①②の申込み可)で4月19日(消印有効)までに環境政策課事業グループへ。電子申請も可。応募者多数の場合は本数の調整あり。配布引換券を5月18日頃発送予定。  
🏠当グループ☎3981-2771



### リサイクルフリーマーケット 出店者募集

5月8日(日) 午前10時30分～午後2時 池袋第二公園(池袋3-29-4)  
※駐車場なし、雨天中止◇区内在住、在勤、在学の個人またはグループ※

営業目的は不可◇**募集数**…20店舗(1店舗面積2m×2m)◇1,000円🏠ファクスかEメールで「みんなのえんがわ」池袋事務局🏠6709-4731、✉engawa@toshiba-npo.orgへ※1名(1グループ)1通のみ。先着順。  
🏠当事務局 幅上☎6912-6245(午後1～5時)

## イベント



### めじろアートナイト

①**ピアノとギター 癒しのひととき～春編～**…4月17日(日) 午後6～7時(午後5時30分受付開始) 赤鳥庵(目白庭園)◇オリジナル曲や春を感じる曲で癒しのひとときを。出演…Crescent◇小学生以下は要保護者同伴◇50名◇1,500円  
②**津軽三味線～風薫る新緑の旋律～**…5月14日(土) 午後6時～7時30分 赤鳥庵(目白庭園)◇16歳で津軽三味線全国大会殿堂入りした浅野 祥氏が民謡や洋楽などの演奏と三味線の歴史を披露◇中学生以上◇50名◇1,800円🏠4月13日から往復はがきかファクスかEメール(右部記入例参照。ファクス番号も記入)で「〒171-0031 目白3-20-18 目白庭園、✉5996-4886、✉info@mejiro-garden.com」。直接窓口申込みも可※先着順。  
🏠当園管理事務所☎5996-4810

### 和の花咲か道 都電沿線バラの巻

5月14日(土) 午前9時50分～正午  
J R 大塚駅改札口集合◇和の尺八、弓、銭湯の店々。天祖神社から都電バラ沿線を通してJ R大塚駅で解散◇10名◇300円🏠往復はがき(右部記入例参照。参加者全員の住所、氏名、

年齢、電話番号も記入)で4月30日(必着)までに「〒170-0005 南大塚2-36-1 南大塚地域文化創造館」へ※応募者多数の場合は抽選。  
🏠としま案内人「大塚物語」 守随☎090-2209-9772

### みんなで楽しく参加しよう! イケビズの体力測定会

5月22日(日) ①午前10時～正午、②午後1～4時 としま産業振興プラザ(IKE・Biz)◇子どももおとなも楽しめる体力測定◇各回30名◇100円🏠4月13日から電話で当館☎3980-3131へ。2次元コードから申込みも可※先着順。



## 講演・講習



### みらい館大明

①**ガーデニング講座(全6回)**…4～9月 毎月第4日曜日 午前10時～正午◇ハーブ・観葉植物の鉢植え制作や当館グリーンエリアでガーデニング技術を習得◇20名◇9,500円(保護者同伴の場合、小学生以下は無料)  
②**おきらくマジック(全6回)**…4～9月 毎月第4日曜日 午後2時～3時30分◇マジックの基本テクニックと見せ方を学ぶ。マジック道具付き。講師…プロマジシャン/宮崎岳氏◇小学生以上◇10名◇7,000円  
③**カリグラフィー講座(全3回)**…5月13日、7月8日、9月9日 金曜日 午後1～3時◇講師…カリグラフィーネットワーク会員/牧 幸子氏◇15名◇4,000円  
④**パワーポイント2日間講座**…5月21・28日 土曜日 午後1～5時◇講師…パソコンインストラクター/

石井 由香里氏◇ワードかエクセル経験者◇6名◇5,500円  
🏠4月13日から電話かEメールで「当館☎3986-7186、✉miraikan\_taime@yahoo.co.jp」へ。直接窓口申込みも可※先着順。

## スポーツ



### 区民歩こう会

5月1日(日) 午前9時50分 J R 埼京線赤羽駅西口駅前広場集合◇赤羽駅～善徳寺～見次公園～志村三丁目駅まで(約7km)◇300円🏠当日集合場所で受付。  
🏠豊島歩こう会 吉越☎3986-8620

### 初級者水泳教室(全4回)

5月10～31日 火曜日 午前10時～正午 雑司が谷体育館◇18歳以上で泳力10メートル程度の方◇20名◇4,000円🏠はがきで4月22日(必着)までに「〒112-0012 文京区大塚6-24-15-502 豊島区水泳連盟事務局 佐藤」へ※応募者多数の場合は抽選。  
🏠当事務局 佐藤☎3943-6397

### 第75回都民体育大会豊島区予選会

●**ゴルフ**…6月8日(休) 日本ントリー倶楽部(入間郡越生町大字大谷138)  
🏠電話で5月6日までに「豊島区ゴルフ協会 小林☎090-8810-2859」へ。

## 官公署だより

### ●豊島都税事務所

「固定資産税・都市計画税・不動産取得税の納税管理人制度をご存知ですか」

固定資産税・都市計画税などの納税義務者が都内に住所を有しない場合、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所に、納税管理人申告書を提出してください。

🏠当事務所☎3981-1211(代表)

### ●東京労働局

「**家内労働の「委託状況届」は4月30日までに提出してください**」

家内労働者へ仕事(内職など)を委託している委託者の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数などにについて、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。4月30日までに提出してください。

🏠当局労働基準部賃金課家内労働係☎3512-1614

## はがきなどの記入例

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| ① 事業またはイベント名 | ※往復はがきを、利用する場合、返信に〒住所、氏名を記入してください。 |
| ② 〒住所        |                                    |
| ③ 氏名(ふりがな)   |                                    |
| ④ 年齢         |                                    |
| ⑤ 電話番号       | ☎に住所がない場合は「〒171-8422 豊島区役所各グループ」へ。 |
| ⑥ その他必要事項    |                                    |

## 後期高齢者医療制度の保険料について

保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で、一人ひとりにかかります。7月の本算定からこの計算方法で算定されます。

### ●保険料の計算方法(表1)

### ●軽減措置について

◇**均等割額の軽減**…同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減します。(表2)

◇**所得割額の軽減**…被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額が軽減されます。(表3)

◇**被扶養者だった方の軽減**…後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減となり所得割額はかかりません。(表4)

●**年間保険料額の通知について**…「後期高齢者医療保険年間保険料額決定(変更)通知書(本算定)」は、7月中旬に発送します。

〈表1〉令和4・5年度保険料額(年額)

| 保険料額(年額)                       | 均等割額                     | 所得割額                               |
|--------------------------------|--------------------------|------------------------------------|
| 100円未満切捨て<br>(限度額66万円<br>(※1)) | 被保険者<br>1人当たり<br>46,400円 | 賦課のもととなる<br>所得金額(※2)×<br>所得割率9.49% |

(※1)被保険者が負担する保険料額の最高額が66万円です。  
(※2)賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円)を控除した金額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

〈表2〉均等割額の軽減

| 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯                            | 軽減割合 |
|--|------|
| 43万円+(年金または給与と所得者の合計数-1)×10万円以下                | 7割   |
| 43万円+(年金または給与と所得者の合計数-1)×10万円+28.5万円×(被保険者数)以下 | 5割   |
| 43万円+(年金または給与と所得者の合計数-1)×10万円+52万円×(被保険者数)以下   | 2割   |

※65歳以上(令和4年1月1日時点)の方の(公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。  
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。  
※軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)時点の世帯状況により行います。  
※年金または給与と所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

🏠後期高齢者医療グループ☎3981-1937

〈表3〉所得割額の軽減

| 賦課のもととなる所得金額 | 軽減割合 |
|--------------|------|
| 15万円以下       | 50%  |
| 20万円以下       | 25%  |

〈表4〉被扶養者だった方の軽減

|      | 加入から2年を経過する月まで | 加入から2年を経過後 |
|------|----------------|------------|
| 均等割額 | 5割軽減           | 軽減なし       |
| 所得割額 | 負担なし           |            |

※低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。



## 令和7年度まで不燃化特区の助成を行っています

🏠地域まちづくり課事業調整グループ☎3981-1464

「燃え広がらない・燃えないまち」にするため「不燃化特区制度」による建築物の不燃化を促進しています。令和3年度から上池袋一丁目全域が新たに不燃化特区に指定されました。不燃化特区内では老朽建築物の取り壊しや建替えの経費を一部助成します。

### ●対象地域

- ①東池袋四・五丁目地区…東池袋四丁目1～4番、14～18番、29～38番、東池袋五丁目全域
- ②池袋本町・上池袋地区…池袋本町一～四丁目全域、上池袋一～四丁目(二丁目5～7番を除く)
- ③補助81号線沿道地区…巢鴨五丁目全域、駒込六～七丁目全域
- ④補助26・172号線沿道地区…長崎一～五丁目全域、補助26号線の計画線外側から30mの区域(要町三丁目、千早三～四丁目、長崎六丁目、南長崎六丁目の各一部)、南長崎一～六丁目(四丁目5・6番全域、五丁目1・3・5・6番の一部、六丁目10番全域、1・11・12番、36～38番の各一部を除く)
- ⑤雑司が谷・南池袋地区…雑司が谷一丁目(53番を除く)、雑司が谷二丁目全域、南池袋四丁目(雑司ヶ谷霊園を除く)



### 助成制度について

- 取り壊し・更地化に対する助成**
- 戸建建替えに対する助成**

- ①取り壊し費用
  - 戸建建替えに対する助成**
  - ①取り壊し費用
  - ②設計費および工事監理費
- ※いずれも床面積に応じた限度額あり。法定耐

用年数の3分の2を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。詳細は問い合わせください。

### 専門家派遣制度について

建替えを支援するため、弁護士、税理士、建築士などの専門家を派遣します。

### 固定資産税・都市計画税の減免について

#### ●減免対象

- 不燃化特区区内において建替えを行った住宅
  - 老朽住宅除却後の土地
- 🏠豊島都税事務所固定資産税班☎3981-5336

